

山梨県公報

第五百四十五号

令和七年

三月十日

月 曜 日

目次

告 示

○公衆浴場入浴料金統制額の指定の一部改正……………一〇九

○保安林の指定の予定……………一〇九

○都市計画事業の事業計画の変更認可……………一〇九

公 告

○土地改良法第八十七条第一項の規定による県営土地改良事業計画の決定(三件)……………一〇九

○開発行為に関する工事の完了について(二件)……………一一〇

選挙管理委員会

○政治団体の名称等の届出……………一一〇

告 示

山梨県告示第四十九号

公衆浴場入浴料金統制額の指定(昭和五十一年山梨県告示第七百四十一号の二)の一部を次のように改定し、令和七年四月一日から適用する。

令和七年三月十日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎
本則の表中「四百三十円」を「四百七十円」に改める。

山梨県告示第五十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和七年三月十日

- 山梨県知事 長 崎 幸 太 郎
- 保安林の所在場所 南巨摩郡身延町遅沢字将賢林一九九七、一九九八
 - 指定の目的 土砂の流出の防備
 - 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 次の森林については、主伐は、択伐による。
字将賢林一九九七・一九九八(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)
- その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第五十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年三月十日

- 山梨県知事 長 崎 幸 太 郎
- 施行者の名称 山梨県
 - 都市計画事業の種類及び名称 甲府都市計画公園事業 七・四・一号 舞鶴城公園
 - 事業施行期間 令和二年一月二十一日から令和十三年三月三十一日
 - 事業地
 - 1 収用の部分 山梨県甲府市丸の内一丁目地内
 - 2 使用の部分 なし

公 告

● 土地改良法第八十七条第一項の規定による県営土地改良事業計画の決定
土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条第一項の規定により県営土地改良事業(八ヶ岳南部地区中山間地域総合整備事業)計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和七年三月十日

- 一 縦覧書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間 この公告の日から令和七年四月八日まで
- 三 縦覧場所 北杜市役所
- 四 審査請求期間 この公告の日から令和七年四月二十三日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和七年九月十日まで

● 土地改良法第八十七条第一項の規定による県営土地改良事業計画の決定
土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定により県営土地改良事業（小岩清水・米山地区農村地域防災減災事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和七年三月十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 縦覧書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間 この公告の日から令和七年四月八日まで
- 三 縦覧場所 北杜市役所
- 四 審査請求期間 この公告の日から令和七年四月二十三日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和七年九月十日まで

● 土地改良法第八十七条第一項の規定による県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定により県営土地改良事業（上黒澤地区農村地域防災減災事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和七年三月十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 縦覧書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間 この公告の日から令和七年四月八日まで
- 三 縦覧場所 北杜市役所
- 四 審査請求期間 この公告の日から令和七年四月二十三日まで

- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和七年九月十日まで

● 開発行為に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第二項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和七年三月十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 富士吉田市中曽根一丁目三千八百六十六番二、三千八百六十八番、三千八百六十八番二、三千八百六十九番一から三、三千八百六十九番五、三千八百七十四番四から六、三千八百七十五番一から二、三千八百七十六番一、三千八百七十七番、三千八百七十八番並びに松山一丁目三千八百七十九番一から二、三千八百七十九番四から七、三千八百八十番一から二、三千八百八十一番一及び三千八百八十一番二の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 山梨県富士吉田市中曽根三ー十一ー四十五 共栄商事株式会社 代表取締役 大森 孝康

● 開発行為に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第二項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和七年三月十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 南都留郡富士河口湖町船津字笹平四千四百二十四番から四千四百三十一番、四千四百三十二番一、四千四百三十六番、四千四百三十七番一、四千四百三十八番、四千四百三十九番及び四千四百四十一番の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 山梨県富士吉田市新倉二千八百五十五番地の一 富士緑開発株式会社 代表取締役 殷 航

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項、第七条、第十七条第一項及び第十九条第三項の規定による届出が次のとおりあった。

令和七年三月十日

山梨県選挙管理委員会

委員 長 小 宮 山 博

政治資金規正法第六条第一項第一号による届出 政治団体設立届
その他の政治団体

名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	設立年月日	届出年月日
清水和美を支援する楽和会	戸 泉 重 雄	戸 泉 重 直	山梨市小原西二〇五―三	令和七年二月一日	令和七年二月五日
友和会	出 羽 幸 男	佐 藤 貢 三	南都留郡道志村一二一〇	令和七年二月二十六日	令和七年二月二十六日

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届

区分	名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日	届出年月日
新	参政党山梨第2支部	渡 邊 敬 介	岡 元 順 子	南巨摩郡富士川町青柳町三四九二―七七 南アルプス市百々一七二四―三	令和七年二月十日	令和七年二月十二日
旧		佐 藤 照 幸	山 本 眞 理 子			
新	政治結社誠心塾				令和七年一月二十三日	令和七年二月六日
旧						
新	渡辺利彦後援会		渡 辺 晴 男		令和七年二月四日	令和七年二月七日
旧			渡 辺 健 一			

政治資金規正法第十七条第一項による届出 政治団体解散届

名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	届出年月日
武井寿幸後援会	武 井 寿 幸	竹 川 寿 美 雄	山梨市牧丘町窪平一三八	令和六年十二月二十八日	令和七年二月十日
高井としき後援会	高 井 利 樹	中 山 恵 介	南巨摩郡富士川町鯉沢八〇七	令和六年十二月七日	令和七年二月二十五日
山崎泰洋後援会	三 浦 善 明	渡 邊 淳	南都留郡西桂町小沼一六九六	令和六年十二月三十一日	令和七年二月二十五日
中村まさひこ後援会	矢 野 正 明	長 沼 義 人	笛吹市御坂町井之上二三二一	令和六年十二月二十日	令和七年二月二十八日

政治資金規正法第十九条第三項第二号による届出 資金管理団体でなくなった旨の届

氏 名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	資金管理団体でなくなった年月日	届出年月日
-----	-------	-----------	------------	-------	-----------------	-------

武井寿幸	市議会議員	武井寿幸後援会	山梨市牧丘町窪平一三八	武井寿幸	令和六年十二月二十八日	令和七年二月十日
------	-------	---------	-------------	------	-------------	----------

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番